

## 英国 CPTPP 加入による経済への影響と日本との貿易関係

## &lt;ポイント&gt;

1. 2024年12月英国の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP<sup>1</sup>）加入に関する議定書が発効し、英国が正式にCPTPPに加入した。本稿では英国のCPTPP加盟による変化と日本との貿易関係の最近の動向を確認する。
2. CPTPPは当初オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国による環太平洋パートナーシップ（TPP<sup>2</sup>）として交渉が進められていた経済連携協定であったが、2017年1月の米国離脱表明を受け、米国以外の11か国の間で協議が行われ、2018年12月に発効した。英国は、2016年6月に実施されたEU残留・離脱を問う国民投票において離脱支持票が過半数を得たことから、2020年1月にEUから離脱した。その後、2021年2月にCPTPPへの加盟を正式申請し、加盟国の同意を得て、2024年12月に加盟した（表1）。
3. 英国はCPTPPへの加盟によって、輸出品目の99%以上が特惠関税の対象となることやサービスを輸出する企業の取引機会の拡大というメリット<sup>3</sup>が期待されている。その背景にはCPTPPの高水準なルールの規定がある。具体的には、財貿易では加盟国間の輸入手続きの透明性の向上・容易化や、12か国共通の原産地規則かつ完全累積制度<sup>4</sup>の採用、既存の国際条約よりも広い特許付与範囲や特許・意匠等の保護規定等の規定が挙げられ、また、サービス貿易においては、原則自由化に基づくネガティブ・リスト方式<sup>5</sup>の採用、現地拠点やサーバー等の設備設置義務の禁止、ソース・コードの移転要求等の禁止、規制の自由化の程度を悪化させないラチェット条項<sup>6</sup>の規定、電子的手段による国境を越える情報移転の自由化、著作権等の知的財産権の権利行使の実効性や安定性の確保規定による効果的かつ効率的な侵害対策等の規定が挙げられる。このようにCPTPPは、財貿易における関税撤廃だけでなく、サービス貿易においても高水準なルールを定めており、英国はより自由で公平な貿易環境下で経済発展を期待していると考えられる。
4. EUとCPTPPの経済規模を確認すると、CPTPPの経済規模は発効当初の2018年には世界全体の13.0%であり、EUの18.6%と5.6ポイントの差があった。しかし、2024年の英国加盟以降、マレーシアやベトナム等の高成長を背景にCPTPPとEUの経済規模の差は縮小を続け、加盟による効果を入れなくとも2029年にはCPTPPは14.1%、EUは16.7%とその差は2.6ポイントまで縮小する見込みである<sup>7</sup>。英国の加盟は上記のような規模の効果を楽しむことによる自国の成長機会創出にとどまらず、加盟国全体の経済発展を後押しするものと期待される（図2）。
5. 英国の輸出相手国は、2000年代はEU向けが輸出全体の53.1%を占めていたが、米国、中国のシェアの高まりを受け、2023年は41.4%まで低下している。一方、CPTPP向けの輸出シェアは8.4%から8.3%とおおむね横ばいで推移しており、輸出総額が増加する中、取引規模は拡大傾向にある（図3）。また、CPTPP向けのサービス輸出（対GDP比）は2016年の1.2%から2023年には1.4%程度まで上昇している（図4）。サービス業に強みを持つ英国<sup>8</sup>は、CPTPP加盟によってサービス貿易が牽引する形で、今後の取引規模拡大が予想される。

<sup>1</sup> 正式名称は「Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership」

<sup>2</sup> 正式名称は「Trans-Pacific Partnership」

<sup>3</sup> 英国政府は、CPTPP加盟により2040年時点の比較でGDP20億ポンド、輸出26億ポンド、輸入23億ポンド増加すると推計している（DBT(2023)）。

<sup>4</sup> 特惠関税を利用するための製品の原産性の判定にあたり、自国以外の他の域内国の原産品も原産材料と扱うことができ、非原産材料に対して域内で付加された価値や加工工程の足し上げを認め、これらを最終製品の原産性の判定時に考慮することができる制度（JETRO（2018））

<sup>5</sup> 内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の原則自由化が適用されない分野を附属書に列挙する方式のこと。義務の遵守を約束する分野のみを列挙するポジティブ・リスト方式と比較して規制の現状が一目でわかるため透明性・法的安定性・予見可能性が高い。（内閣官房（2015））

<sup>6</sup> ラチェットとは逆方向回転を防止する一種の歯車のこと。転じて規制措置の水準を自由化と逆の方向に後退させない規定がラチェット条項と呼ばれている。

<sup>7</sup> 経済規模の算出はIMF「World Economic Outlook」（2024年10月公表）に基づく。

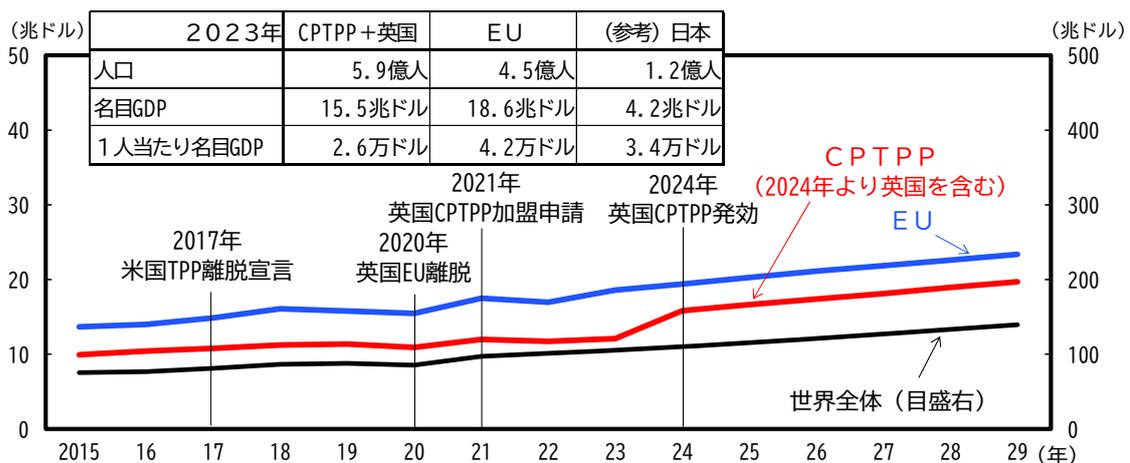
<sup>8</sup> 英国のサービス輸出について詳しくは下平(2024)を参照。

6. 日本との貿易関係をみると、財の輸出・輸入ともに機械・輸送機器の取引額が大きい（図5、図6）。英国からのサービス輸出額は金融・保険サービスが大きいが、2016年から2023年までの増加率はビジネスサービスが高く、拡大傾向にある（図7）。日本からのサービス輸入の主要項目は知的財産関連であり、英国企業は日本企業に対して産業財産権等使用料を多く支払っていると考えられる<sup>9</sup>（図9）。
7. サービス貿易には4つの形態<sup>10</sup>があり、内閣府（2024）では、世界の情報化が進展する中で、人の移動を伴わずコンピュータネットワークを通じて取引が可能な「デジタル配送サービス貿易<sup>11</sup>」の重要性について指摘しその動向を分析している。英国のCPTPP加盟においても、このような人の移動を伴わず拡大が可能なサービス業の動向は重要であると考えられるため、英国と日本の「デジタル送信可能なサービス業<sup>12</sup>」に着目し以下の分析を行った。まず、英国と日本の製造業とデジタル送信可能なサービス業の就業者数の構成比をみると、日本の製造業は2010年15.6%から2023年15.3%とおおむね横ばいで推移しており、デジタル送信可能なサービス業も15.0%から17.2%と2.2ポイントの変化である一方、英国では、製造業は10.1%から8.0%へと2.1ポイント低下しており、デジタル送信可能なサービス業は19.0%から23.4%へ4.4ポイント上昇している。このことから英国は日本と比べて製造業からデジタル送信可能なサービス業へのシフトが顕著であることが確認される。
8. 両国の比較優位を確認すると、日本は製造業、英国はデジタル送信可能なサービス業に比較優位があることから、両国は比較優位のある産業が異なるため相互に補完性があり、英国のCPTPPへの加盟は両国経済にとって有益であることが示唆される（図11）。

表1:英国のEU離脱及びCPTPP加盟までの沿革

年月	出来事
2016年2月	TPP（環太平洋パートナーシップ協定）大筋合意
2016年6月	英国EUからの離脱賛否を問う国民投票にて離脱が多数となる。
2017年1月	米国TPP離脱宣言
2017年3月	英国EU離脱通知
2017年11月	CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）大筋合意
2018年12月	CPTPP発効
2020年1月	英国EUから離脱
2020年12月	英国のEU離脱移行期間が終了。
2021年2月	英国CPTPP加盟を正式申請
2023年7月	第7回CPTPP委員会にて、英国の加入を正式承認
2024年8月	英国のCPTPP加入条件が満たされ、同年12月15日までに発効されることが決定
2024年12月	英国のCPTPPが発行。未締約国とは手続きが完了次第順次適用となる。

図2:各国・地域の名目GDPの推移



<sup>9</sup> 日本の総務省「科学技術研究調査」によると、2023年度における日本企業の産業別技術輸出対価受取額約5兆円のうち93.6%は製造業によるもの。技術輸出の相手国別割合は米国39.6%、中国12.1%、英国10.4%である。

<sup>10</sup> 4つの形態とは、(1)越境取引(サービスの提供者、消費者がそれぞれの国にとどまる中で、サービスが国境をまたいで取引される場合)、(2)国外消費(消費者が国外でサービスの提供を受ける場合(旅行等))、(3)商業拠点(他国における業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合)、(4)人の移動(他国に人が移動した上でサービスが提供される場合)である。

<sup>11</sup> デジタル配送サービス(Digitally delivered services)貿易とは、「コンピュータネットワークを通じて遠隔に配送されるサービスの国際取引」とWTOによって定義されており、各種サービス(保険・年金・金融、知的財産権、情報通信、研究開発、ビジネス、健康、教育等)のうち、国境を越えて電子的に配送された取引のこと(内閣府(2024))。

<sup>12</sup> 本稿では情報通信、金融・保険、専門・科学技術・業務支援サービス業の合計をデジタル送信可能なサービス業としている。

図3:英国の輸出相手国割合(%)

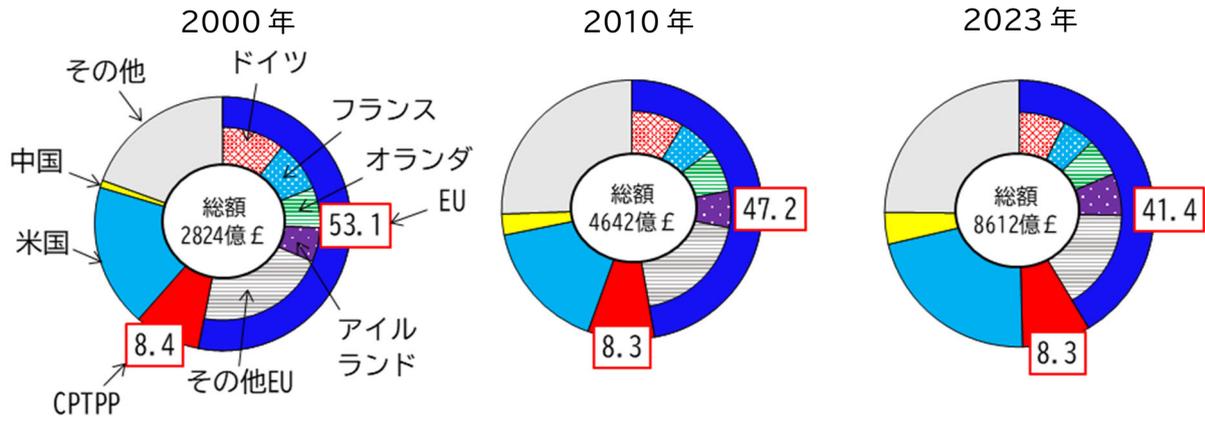


図4:英国のサービス輸出(対 GDP 比)

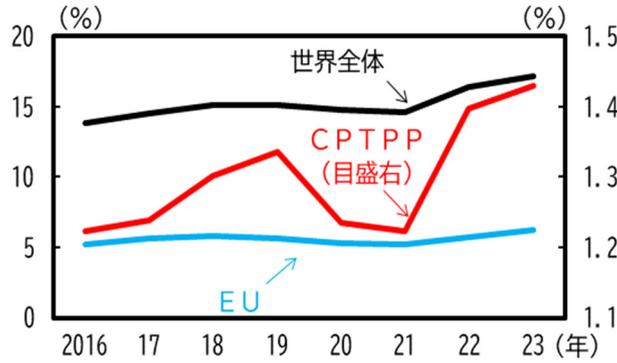


図5:日本への財輸出額

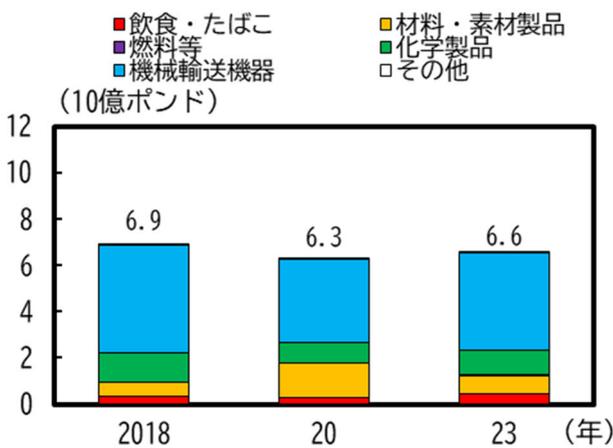


図6:日本からの財輸入額

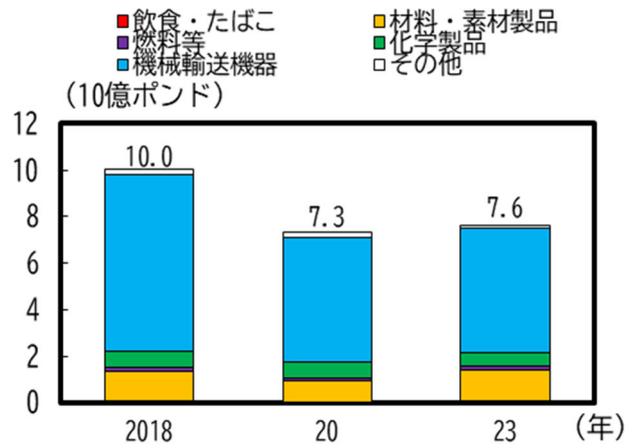


図7:日本へのサービス輸出額

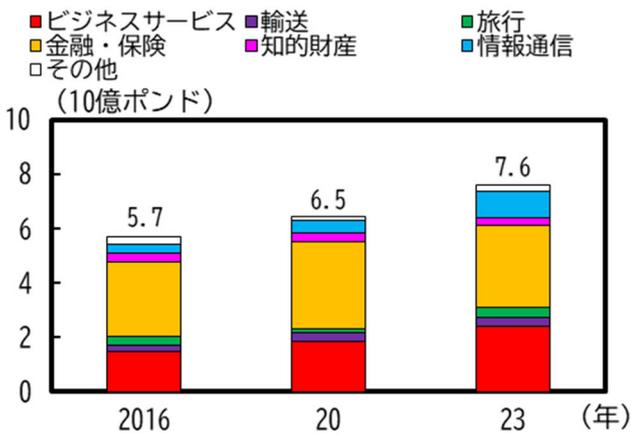


図8:日本からのサービス輸入額

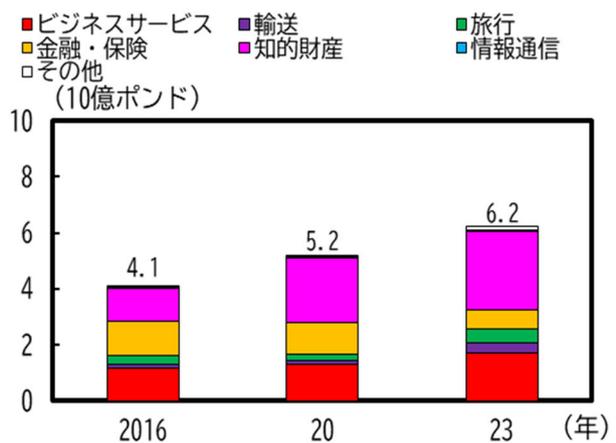
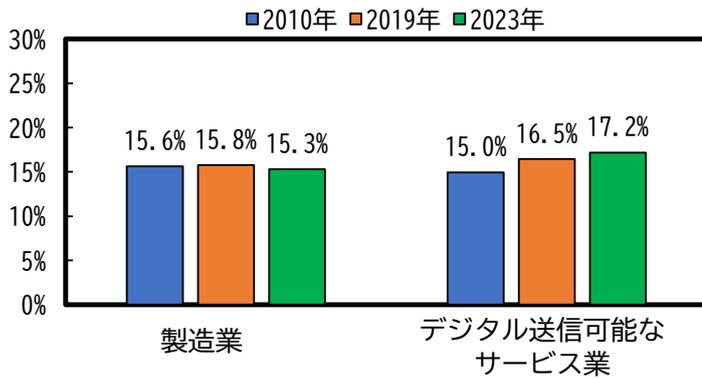


図9:就業者数全体に占める割合(日本)



デジタル送信可能なサービス業とは、コンピュータネットワークを通じて遠隔に配送されるサービスのこと。ここでは、情報通信業、金融・保険業、専門・科学技術・業務支援サービス業の合計値

図10:就業者数全体に占める割合(英国)

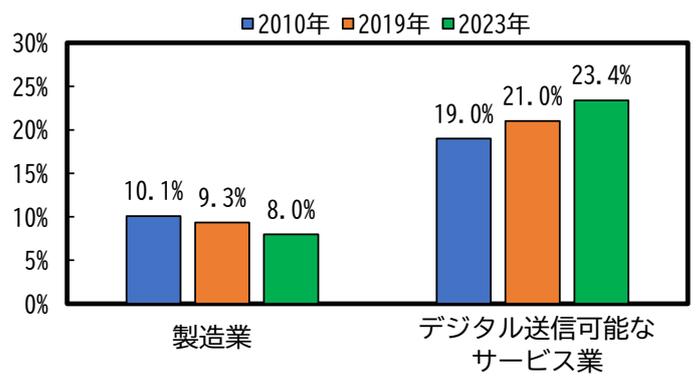
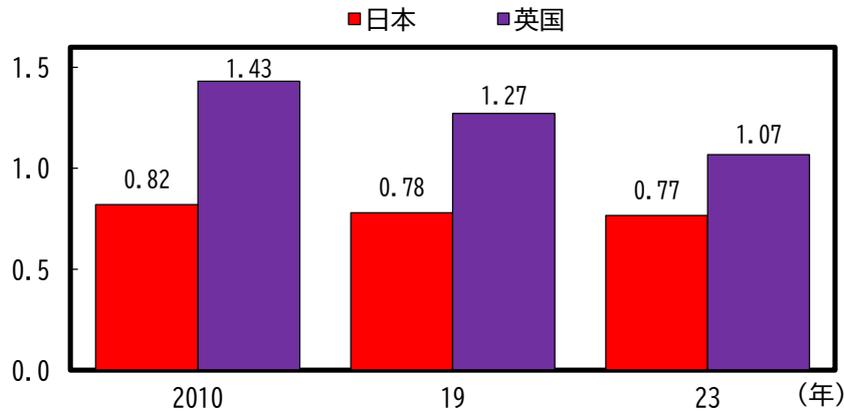


図11:比較優位(デジタル送信可能なサービス業の生産性/製造業の生産性)



(備考)

1. 表1は、内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP、外務省 HP 等を参考に作成。
2. 図2は IMF により作成、図3、図4、図5、図6、図7、図8 は英国国家統計局により作成。
3. 図9、図10、図11 は内閣府、英国国家統計局により作成。デジタル送信可能なサービス業とは情報通信、金融・保険、専門・科学技術・業務支援サービス業の合計。生産性とは各産業の GVA(実質値)を就業者数で除したもの。

(参考文献)

- 下平凌大[2024]「英国のサービス輸出の動向について」今週の指標 No.1355  
 総務省[2024] 「科学技術研究調査」  
 内閣官房[2015] 「TPP協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」  
 内閣府[2024] 『世界経済の潮流 2023 年Ⅱ—中国のバランスシート調整・世界的なサービス貿易の発展—』  
 JETRO[2018] 『TPP11 解説書』  
 UK Department for Business and Trade[2023] “Impact assessment of the accession of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership”

担当:内閣府 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(海外担当)付  
 下平 凌大(直通 03-6257-1581)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。